

平成31年4月

改元および10連休に関する各種対応について

平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
います。

天皇陛下のご退位および皇太子殿下のご即位に伴い、2019年5月1日に改元および同日を祝日とし、4月27日(土)から5月6日(月)の期間が10連休となりますので、各種対応についてご案内いたします。

お客様にご不便をお掛けすることがないように準備を進めておりますが、一部やむを得ずお客様にお手数をお掛けする場合がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

網走信用金庫

改元について

Q. 1 「平成」が記載されている帳票・書類等はそのまま使用できますか？

A. 1 2019年5月以降も「平成」表記の帳票類等は引き続きご使用いただくことができます。

そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。

新元号に訂正される場合には、「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入ください。

「元号のみの訂正」については、訂正印は不要です。

Q. 2 「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか？訂正印が必要ですか？

A. 2 2019年5月以降も振出日・支払日を問わず「平成」表記の手形・小切書類はそのままご使用いただけますが、お客様申し出で新元号に訂正する場合には下記の例を参考にご記入ください。

「元号のみの訂正」については、訂正印は不要です。

【例】2019年5月7日の日付を記入する場合

そのままご使用いただく場合：平成31年5月7日

新元号へ訂正する場合：令和元年5月7日

（“元年”は“1年”でも差し支えありません）

改元について

Q. 3 新元号表記の手形・小切手は改元後、すぐに発行されますか？

- A. 3 新元号表記の手形・小切手の発行につきましては、一定のお時間をいただきます。発行までの間、上記Q. 2によりご使用をお願いいたします。
大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q. 4 旧元号の証明書等についても有効ですか？

- A. 4 官公庁発行の証明書等に旧元号が残る場合でも、官公庁の対応が終了するまで有効な証明としてお受付いたします。

10連休について

Q. 1 10連休中の店舗は営業していますか？

A. 1 当金庫の本店及び各支店は、4月27日（土）から5月6日（月）までの連休期間中は休業日となります。

Q. 2 10連休中にATMは利用できますか？

A. 2 当金庫ATMは、休日稼働をしております「本店」「駒場支店」「美幌支店」「津別支店」「北見支店」「北進支店」「釧路支店」「釧路北支店」「帯広支店」「フードマスターベーシック駒場店」にてご利用いただけます。また、コンビニATMも通常通りご利用いただけます。
なお、各種手数料につきましては休日扱いとなります。

改元について

Q. 3 10連休前後の各種手続きには時間がかかりますか？

- A. 3 10連休前後は、店頭での混雑や各種お手続きの集中が予想されます。各種お手続きの完了までに通常よりもお時間を要する場合がありますほか、お振込みが集中することにより、指定の営業時間中（午後3時まで）に着金（入金）とならない可能性があります。
- つきましては、連休前後を指定日とするお手続きについては、日数に余裕を持ってお手続きいただきたく、ご協力をお願いいたします。
- また、通常、月の初旬にお送りしているお客様あての郵便物等につきましても、10連休明けの郵送となる可能性があります。
- ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ※給与振込や総合振込がある場合は、早めのデータ作成・持込をお願いします。
- ※振込資金については、早めの準備をお願いします。（10連休に際しまして、「資金繰り対策相談窓口」を各営業店に設置しております。）

Q. 4 10連休中を満期日とした定期預金の取扱いはどうなりますか？

- A. 4 10連休中を満期日とした定期預金については、翌営業日の5月7日（火）以降にお手続きが必要となります。
- 「自動継続型」の受取利息を選択されている定期預金につきましては、満期日にご指定の口座にお利息を入金して継続いたします。

改元について

Q. 5 10連休中の口座引き落とし・借入金の返済はどうなりますか？

A. 5 10連休中に公共料金等の口座振替日が設定されている場合、口座からの引き落としは連休後（7日）になります。お借入金のご返済日が10連休中の場合、契約内容に従い連休後（7日）のご返済となりますので、期日までにご入金をお願いいたします。

Q. 6 10連休中にキャッシュカード・通帳をなくした場合の連絡先は？

A. 6 しんきんサービスセンター（TEL：011-272-0666）へご連絡願います。お取引の停止手続きを行います。

お手数をおかけし申し訳ございませんが、ご対応をお願い申し上げますとともに、本件について、ご不明な点がございましたら、お取引店にお問合わせいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

